

令和2年3月16日

各 位

宇都宮花き地方卸売市場  
株式会社宇都宮花き  
代表取締役 青木一芳

## 業務規程改編に対する意見募集

内容

令和2年6月21日より改正卸売市場法が施行されます。連動して業務規程の一部改編をおこなっております。つきましては、改正内容のお知らせとともに取引関係者の皆様からの意見を募集致します。募集期間等は下記のとおりです。

### 業務規程の一部改編について(例題)。

- 開設者関係
1. 差別的取扱いの禁止。
  2. 卸売数量、価格、予定数量の公表。
  3. 取引関係者への指導、助言、報告、検査、是正の求め方。
  4. 売買取引方法の設定
  5. 決済の方法。
  6. 卸売業者の許可制。
  7. 仲卸業者の許可制。

### 取引参加者の遵守事項(共通ルール)

1. 売買取引の原則。
2. 差別的取引の禁止。
3. 売買取引の方法。
4. 売買取引条件の公表。
5. 決済の確保。
6. 卸売数量、価格、予定数量、委託料等の公表。

### 市場ごとの取引ルール(下記参照)

- 1.卸売業者の許可制。
- 2.仲卸業者の許可制。
3. 買受人の承認制。
4. 卸売の相手方の制限。
5. 直荷引きについて。
- 6.商物分離について。

意見募集期間：令和2年3月16日（月）～令和2年3月27日（金）

募集場所 宇都宮花き事務所

取引ルール	現行	改正案
卸売業者の許可制 (第2条)	栃木県の許可制	卸売市場法改正により、卸売業務の許可制が廃止されたことから、今後は開設者の許可制とする。
仲卸業者の許可制 (第4条、第5条)	開設者による承認制	現行と同じ
買受人の承認制 (第7条、第9条～第13条)	開設者による承認制	現行と同じ
卸売の相手方の制限 (第29条)	原則禁止（ただし、買受人に不利益を及ぼさない範囲においては可）	現行と同じ
受託契約約款(第30条)	策定又は変更した際は県への届出が必要	県条例廃止により、届け出義務はなくなったが、約款は引き続き残す。
直荷引きの原則禁止 (第32条第1項)	原則禁止（ただし、開設者が認めるときは可）	現行と同じ

## 業務規程改編に対する意見募集の方法

提出方法 原則は紙による提出をお願い致します。

提出内容 業務規程に関する意見。

記載者の 屋号、氏名、住所、電話番号等(メールアドレスなど)  
を必ず記載してください。

提出場所 宇都宮花き地方卸売市場

株式会社宇都宮花き 開設者事務所

その他FAXおよびメールでもお受け致します。

FAX028-688-1383      メール [kaki@ukaki.net](mailto:kaki@ukaki.net)

\* 意見募集につき回答はしないことと致します。

\* 応募されたご意見は業務規程改編の参考にさせていただきます。

以上